

猫の糞による環境被害軽減の一例

長野県動物愛護センター ○松木信賢 黒岩和雄 坂本淳 松澤淑美

1 はじめに

動物愛護センター「ハロー・アニマル」(以下、ハロー・アニマル) 及び県内保健福祉事務所(以下、保健所)には、住民から近隣宅の猫の糞による環境被害の相談が多く寄せられている。その対応として、ハロー・アニマルでは保健所に超音波式猫被害軽減機(以下、軽減機)を必要に応じて貸し出している。演者宅でも以前から猫の糞による被害を受けており、今回、演者宅にて軽減機を設置し、現れる猫を経時的に観察したところ、糞被害に対して一定の効果が得られた。また軽減機以外の糞被害軽減対策についても実施しその効果を確認したのであわせて報告する。

2 猫の生息調査に至るまでの経過

平成26年5月、演者宅庭に動物の糞を初めて確認した。糞の臭いなどから猫の糞であると推測できた。

平成26年6月、軽減機1機を被害箇所を照射できるように設置し、経過を観察した。その後、平成28年10月に至るまで、猫の糞による被害を受けることはなかった。しかし、平成29年3月頃から再び糞の被害を受けるようになった。

平成29年4月、新たに軽減機1機を追加購入し、2方向から照射できるように対策を講じ、一時的に糞害は収まった。しかし再び糞による被害を受けるようになった。そこで柑橘系香水を被害箇所周囲に散布した。晴天が続く間は糞被害に遭うことはなかったが、降水直後から糞被害が認められた。

これらの経過より演者は、自宅周辺の猫の生息状況を確認するため、自宅庭をビデオカメラにより定点監視した。また捉えた画像をもとに近隣住民の話から、猫の糞による環境被害の実態を把握することを試みた。

3 猫の生息調査

演者宅庭に現れる猫を確認するため、庭の定点監視を行うことにした。

(1) モニタリング方法

日の出から日没までの約14時間ビデオカメラによる定点監視を実施。

(2) 調査期間

平成30年5月1日～5月7日までの7日間

(3) 調査中の糞被害軽減対策

調査期間中、園芸用猫忌避マット(以下、忌避マット)を糞被害箇所周囲に敷き、猫の行動を観察した。あわせて軽減機1機を継続設置した。使用開始から4年経過していた残る1機については、製造販売元へ音波出力の確認点検を行った。

(4) 結果

①庭を通過した猫及び庭で排泄を行った猫は2頭であった。毛色はシャム柄猫1頭とグレー柄

(茶斑混) 1頭であった。

②忌避マットは1頭(シャム柄猫)のみ初回に踏みつけたものの、2回目以降2頭とも回避して排泄場所へ侵入していた。その間軽減機は作動していた。

③軽減機の点検結果は、異常なしであった。

4 近隣宅への調査

演者自宅周辺9軒に、2頭の猫について話を聞いた。

(1) 調査内容

- ①当該猫の目撃の有無及び当該猫以外の目撃の有無
- ②当該猫を含む猫の飼育の有無
- ③当該猫の飼育状況
- ④動物の糞による環境被害の有無

(2) 調査期間

平成30年5月8日～11日までの4日間

(3) 結果

- ①シャム柄猫を見かけたことがあると答えたのは4軒、グレー柄猫を見かけたことがあると答えたのは2軒であった。当該2頭の猫以外の目撃例はなかった
- ②話を聞いた9軒の内、1軒でシャム柄猫(推定15歳)を飼育しており、他2軒では、完全室内で猫を飼育していることがわかった。グレー柄猫は、どこで飼育されているか不明であった。
- ③飼育されていたシャム柄猫は、避妊手術済みの雌で屋内外で飼育されていた。日中の屋内外の猫の出入りは自由であった。出入りは主に玄関から入りしていた。屋内、屋外に猫トイレは設置されていなかった。エサの給餌は玄関ホールのエサ入れに不断給餌されていた。飼い主不明のグレー柄猫が玄関ホールのエサ入れを物色していたことがあるという。飼い主は、近隣の糞被害について認識していないかった。
- ④演者宅を含め、動物の糞による被害を現在受けている家は4軒であった。過去に被害を受けたことがある家は3軒であった。

5 追加調査

シャム柄猫の飼い主の協力のもと、屋内外にそれぞれ1つ猫トイレを設置した。猫トイレは、市販の紙製猫砂に演者宅の排泄箇所の土少量を混ぜて臭い付けをした。また、可能な限り猫トイレの確認をお願いし、排泄状況の記録を依頼した。また玄関での不断給餌を居室に変更するようお願いした。

猫トイレ設置後の環境被害の有無を確認するため、現在糞被害を受けている4軒と過去に被害を受けたことのある1軒のお宅に糞被害のモニタリングを依頼した。

(1) 調査内容

各家庭にそれぞれカレンダーを配布し、糞を確認した日及び糞を片づけた日に丸印を記入するように依頼した。

(2) 調査期間

平成30年5月13日～6月2日までの21日間

(3) その他

調査期間中、演者宅では引き続き、ビデオカメラによる定点監視を行った。

(4) 結果

- ①シャム柄猫の飼い主は、6月1日を除いた20日間猫トイレの糞尿を片づけていた。シャム柄猫は、ほぼ毎日主に屋内の猫トイレで排尿していた。また便は2,3日に1回排便していた。猫は猫トイレ設置前には玄関ホールで粗相することがあったが、猫トイレ設置後、粗相は治まった。飼い主は猫砂の入れ替えを1週間に1回行っていた。グレー柄猫が屋外の猫トイレを使用したかは不明であった。
- ②調査期間中、演者宅庭にてシャム柄猫が1回のみ排便していた。他4軒は1回も糞被害を受けることはなかった。
- ③演者宅庭でシャム柄猫は3回排尿し、グレー柄猫は1回排尿していた。
- ④シャム柄猫、グレー柄猫以外に新たに2頭（共に茶白柄猫）が庭を通過していた。また野生のキツネが現れていた。キツネは庭に穴を掘る行動を取っていた。穴を掘った箇所はシャム柄猫及びグレー猫が排泄した場所であった。茶白柄猫2頭、及びキツネを確認したのは1回のみであった。
- ⑤糞被害を受けている1軒で猫の足跡を1回確認した。

6 考察

(1) 軽減機について

軽減機による忌避効果は当初から2年6か月の間確認できたが、今回の調査では演者宅に来ていた2頭は音波に慣れてしまった様子であった。しかしながら軽減機の設置は、簡単で管理の手間もないことなどから、ハローアニマル貸与品として使用しても良いと改めて実感できた。

(2) 忌避マットについて

今回の調査では、明らかに忌避マットを避けて通行していることがわかった。排泄場所が広い面積である場合、それを囲うためにはより広く敷き詰めなければならないなど、費用対効果が見込めないと思われた。但し狭い通路など敷き詰めるのには極めて有効だと考えられた。

(3) 猫トイレの屋内外の設置について

排尿による明確な被害は、今回の調査では演者宅以外で確認できなかった。しかし糞による被害はほぼ抑えることができた。今回の調査によって糞被害の大半はシャム柄猫によるものだと推定できた。シャム柄猫の排泄行動から、屋内外で飼育され、今まで屋外で排泄していた猫でも、室内のコアエリア内で猫トイレを用意すれば、屋内飼育猫と同様に排泄すると考えられた。

(4) 玄関ホールのエサの不断給餌について

シャム柄猫のエサ入れの場所を変更し、グレー柄猫がエサを物色しないようにした直後から演者宅及び、モニタリングを依頼した4軒で糞被害が無かつたことから、グレー柄猫の排便行動にも影響を与えたものと考えられた。

(5) キツネなどの野生動物について

演者宅周辺は住宅街であるものの、中小河川、水田、畑、果樹園が隣接している地区である。演者自身も自宅周辺で稀にタヌキやキツネを目撃したことがある。今回の結果から、猫以外の動物が庭や花壇を荒してしまう可能性があると考えられた。

7 緒め

演者は、近所付き合いの中で、話を聞き、知り得た猫の情報を隠すことなく情報共有に努めた。演者は糞被害を受けていたが、被害意識を前面に出すことなく、猫の所在、行動範囲、近所で起きている環境被害を少しでも軽減する目的で協力いただけないかと話を進めるよう努めた。結果として他の被害を受けていた住民から協力を得られたと考えている。

住民から協力を得られたもう一つの要因は、調査期間中も各家庭に不明な点や、不安な点などないか話を聞くように努めたことである。地域住民は特定の住民が原因とする環境被害を表沙汰とされることで近所付き合いに支障をきたすことを特に恐れると考えられるため、演者は特に飼い主が判明した後、飼い主と糞被害住民の間にしっかりと入るように配慮を続けたことも良い結果につながったと考えられた。

「猫の飼養及び保管に関する基準」※では、猫は屋内飼養に努めることとされている。今回糞被害にあってはいた家庭では、猫の侵入は気にならないが糞被害だけ気になつてはいると申し出があったこと、シャム柄猫が15歳と高齢であったことから、あえて室内に猫を閉じ込めておくようなお願ひはせずに、猫トイレ設置のみで経過を観察した。飼い主、被害住民が共に許容できる結果になったことから、地域住民の実情に合わせて臨機応変に対応する必要性を感じた。

猫の糞による環境被害において、行政は猫の飼い主と被害住民の板挟みとなる場合が多い。その場合、双方と共に、猫の習性、飼い方について十分な知識を持ち合わせていないことが多い。今回の調査を通して行政は、不足している知識や必要な情報を双方に提供し、共有すること、どちらかの側につくことはせずに共に解決に向けて努力する姿勢が最も重要であると強く感じた。

※家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月28日環境省告示第37号）